

(平成27年度第1回)

・会議の日時及び場所

日時 平成27年4月2日(木) 午前8時30分から午前9時30分

場所 市長公室

・会議の組織人員

人数 7人

・出席者

市長 大久保 寿 夫

教育委員

1 番 福 井 崇 昌

2 番 神 山 宜 久

3 番 福 地 尚 美

4 番 新 井 泉

5 番 西 口 絹 代

6 番 酒 井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

総務部長 森 谷 昌 敏

教育部長 片 柳 理 光

行政経営課長 雲 井 富 雄

教育総務課長 添 野 雅 夫

学校教育課長 中 島 利 雄

・協議事項

(1) 総合教育会議運営規則について

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 「教育の振興に関する施策の大綱」の策定について

(4) その他

○市長

平成27年度第1回小山市総合教育会議を開会いたします。

皆様の円滑なる議事運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

本日の議題でございます、第1、小山市総合教育会議運営規則(案)についてであります。法律第1条の4第9項により、総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めると規定されておりますので、本会議の運営の取り扱いについて案を作成いたしましたので、事務局より説明をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、議題の1、小山市総合教育会議運営規則(案)についてご説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、本会議の規則の趣旨を定めております。

第2条については、定例会及び臨時会ということで、定例会を年2回招集すること。そして、臨時会につきましては、市長が必要と認めるとき、又は教育委員会から請求があつ

たときに招集することを定めております。

第3条は、会議の招集についてであります。会議の招集につきましては、市長が招集の日時、場所及び付議事件をあらかじめ教育委員会に通知して会議を招集することとなっております。通知後に急施を要する事件があるときを除くということでございます。

第4条につきましては欠席の届、第5条につきましては会議の開催時間で、開催時間は、原則午前9時から午後5時までの間とすることとしております。

第6条は、開会、休憩及び閉会について定めているものでございます。

第7条につきましては、事件の付議についてであります。会議事件を議題とするときは、市長がこれを宣告しなければならないと定めるものでございます。

第8条は動議でございまして、委員は、議事の運営に関する動議を提出することができるものとし、提出されたときは、市長は会議に諮って、これを議題としなければならないとするものでございます。

第9条は、会議の傍聴及び秘密会でございまして、会議は、原則公開でございまして、傍聴することができます。ただし、秘密会の場合を除くとしております。秘密会にするか否かは、市長及び委員の発議により討論を行わず、市長及び出席委員の3分の2以上の多数により決するものとしております。

第10条、第11条関係は、会議録の記載事項、会議録の署名及び公表について、第12条は、会議の事務局を総務部行政経営課に置くこととしております。

第13条は補則でございます。

以上、小山市総合教育会議運営規則（案）についてご説明申し上げます。

○市長

ただいま総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めると法律により規定されていることから、小山市総合教育会議運営規則（案）について事務局より説明がありました。

説明に対し、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員

定例会は年2回、これを招集するということなのですが、まだこれからなものですから、いろいろまだ決めなくてはならないかと思うのですが、大体予定しているのはどんな形で開催される予定でしょうか。

○教育総務課長

定例会を年2回開催するということでございます。開催の時期について、また内容についても、一緒にあわせてご説明させていただきたいと思っております。定例会につきましては、年2回ということで、秋と年度末を想定しております。

総合教育会議では、教育を行うための諸条件の整備、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について協議することが想定されていることから、秋につきましては次年度の総合計画実施計画の重点項目ということで、次年度の教育行政に係る重点事業等についての協議をお願いできればと考えております。また、年度末については、当該年度の重点項目等の進捗及び成果、また次年度の重点項目等含めた教育行政の目標についてご協議をいただく。なお、平成27年度末については、この後の大綱の中ではありますが、大綱の見直しについてもご協議いただくことを想定しております。

## ○市長

そのほかご意見、ご質問はございますか。ないようですので、お諮りいたします。  
本案件につきまして、原案どおりでよろしいという方は拍手をお願いいたします。  
全員拍手でございますので、本案につきましては原案のとおり決定されました。

(案)につきまして削除していただきたいと思えます。

それでは、本案を正式な本会議の運営規則と決定いたします。

それでは、次に、議題2、会議録指名委員の指名についてであります。先ほど決定いたしました運営規則第11条、会議録には、市長及び市長の指名した委員1名が署名しなければならないと規定がございますので、本日の会議の署名委員は、福井崇昌氏を指名させていただきます。

次に、3、小山市教育の振興に関する施策の大綱についてであります。改正法第1条の3第1項で、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされており、これに基づき、案を作成いたしました。事務局より説明をさせます。

## ○教育総務課長

それでは、お手元にお配りしてございます教育の振興に関する施策の大綱(案)、副題として、豊かな心と健全な身体を育む“ふるさと小山の教育”とする案をご説明させていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思えます。まず、本市教育の基本理念ということで、大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものでございまして、その中で基本理念を定めております。朗読をさせていただきます。

「まちづくりは人づくり」からという基本的な考え方に立ち、子どもを生き育てやすい環境づくりを行うために、家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもの自主性と創造力を培う、豊かでたくましい心と体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりの能力や意欲を伸ばし、夢を実現できる生涯学習環境の形成と、小山の誇れる歴史・文化を次代に継承・活用したまちづくり、市民文化・スポーツを育む“ひと”づくりを進めます。

2といたしまして、この大綱策定の趣旨を記載させていただいております。

大綱は、本市の教育の目標や施策の根本的な方針や本市教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌した、本市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画であると同時に、未来を担う“おやまっ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての大人へのメッセージでもあります。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、重要なものです。子どもが不安や困難に直面したときには、寄り添い、励まし、ある時には諭しながら、その成長を促していくことが家庭の保護者の大切な役割でもあります。それは、子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、人と協力しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に「確かな学力」を身につけさせることをはじめとして「豊かな人間性」「健康・体力」すなわち「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことです。

子どもたちは、身近な地域の中で、多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら、様々な体験を重ねることで成長していきます。地域の大人が自分たちへの熱い思い

をもっていてくれることを子ども自身が感じることも大切な教育の一つです。

学校では、子どもたちが、豊かな人間性や生きる力を育ていけるよう、子どもにとっての学びを「実感を伴う質の高い学び」へと導いていくことが大切です。教育とは、時代とともに生き、時代を拓く力となるものです。

そして、教育は人格の完成を目指し、子どもたちの将来の幸せを思い求めながら行うものであると考えます。子どもの成長に関わることは、大人自身が自らの生き方や姿勢を見つめ直すことです。だからこそ、大人も子どもと共に学び続ける必要があり、それを支えるための行政の支援も必要になります。

このように、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもとともに学び成長し続けるという、生涯にわたるひとつづくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の「大綱」を策定するものです。

次に、3、大綱の期間についてでございます。この大綱が対象とする期間は、平成27年度からの5年間としますが、平成28年度からスタートする第7次小山市総合計画との整合性を図るため、平成27年度中に見直しすることとします。見直し後に改訂版を作成し、改訂版の期間は平成28年度から32年度とします。

続きまして、大綱の中心となります大綱の基本目標でございます。小山市第6次総合計画に基づき、以下の8つの目標の実現を図ります。

1につきましては、次世代育成・子育て支援ということで、「元気に安心して暮らせ 育む喜びを感じるまちおやま」でございます。朗読させていただきます。

次世代育成支援は、現在の子育て家庭に対しての福祉という側面のみでなく、子どもの成長に良好な環境を整備し、将来の地域の担い手を育成するという大きな意義を有するものです。

平成22年度から5カ年計画として策定した「小山市子育て支援等施策推進計画（後期計画）」に基づき、保護者が子育てを主体的に行うことを前提としながらも、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、安心して子育てができる環境整備を進めます。子どもの貧困対策については、子ども貧困撲滅支援センターを公民館に設置し、中学生を対象とした学びの教室等を実施します。

そして、将来の小山市を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、成長できるよう、家庭・学校・地域社会・関係団体・企業等と連携し、子どもを生み育てやすい地域社会の実現を目指します。

2といたしまして、義務教育に関するもので「未来を担う子どもの成長・確かな学力・安全をめざした学校教育の実現へ」でございます。

子どもたちを人間尊重の精神に満ちた創造性と個性豊かな、健康でたくましい人間に育てることを目標として、学校教育の充実を図っていきます。

特に、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、道徳教育や児童・生徒指導の充実を図るなど、「心の教育」を全ての活動の基盤に位置付けながら、豊かな体験を通して、子どもへの3つの保証（「安全の保証」、「確かな学力の保証」、「成長の保証」）を目指します。

また、ALTを配置して小学校1年生から英語活動を取り入れ、英語教育の充実と国際理解教育の充実を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育や、外国人

児童生徒に対する日本語教育の支援に努めます。

さらに、自然体験や奉仕等体験活動、情報教育、防災教育にも積極的に取り組みます。

これらのことを推進することにより、知・徳・体の調和のとれた、豊かでたくましい心と体を育み、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。

一方、学校教育の充実には、教員一人一人の熱意や使命感が大切であることから、教員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を努めます。

施設整備の面では、児童生徒のよりよい教育環境づくりに向けて、トイレ改修事業や校庭の芝生化事業を進めるとともに、現在の教育施設の機能向上に向けての整備に努めます。さらに、学校の適正配置の実現に向けて方策を検討し、学区の再編や小規模小学校の統廃合、過大規模校の解消について地域住民の合意を得るなど、十分に配慮して進めるとともに、小中一貫教育、コミュニティ・スクールについても先進的な取組を進めていくこととします。

3といたしまして、高等学校・高等教育に関するもので、「個性や能力を活かす より高く広い教育環境の実現をめざして」でございます。

本市においては、大学・大学校や大学院、国立高等専門学校が集積する教育環境を最大限活用し、既存の教育機関との連携を強化し、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かす教育を推進し、人材育成に努めます。

併せて、本市にふさわしい私立の高等学校や中高一貫教育校などの誘致に努め、市民の高度化・多様化する教育ニーズに応えられる教育環境の実現を目指します。

4といたしまして、生涯学習、人権尊重に関するもので、「学んで育む“ひと・まち・絆”」でございます。

市民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動を支援していくとともに、こうした学習のための環境整備を図り、学んだことを地域で活かす活動を支援する施策を展開します。さらに、市民、団体、学校、地域、民間活動事業者の新たな協働によるネットワークを構築し、「生涯学習都市“おやま”」の形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、公民館を中心とする社会教育活動を推進する環境の整備・充実を進めるとともに、市民が身近に利用できる図書館サービス網の整備を図ります。

また、「小山市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識を高めるため、いのちと人権を大切に学習の充実を図り、人権教育・人権啓発及び相談・支援体制充実の各種人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、幸せに暮らせる小山市の実現を目指します。

5といたしまして、青少年育成に関するもので、「世界に飛び出せ小山の青少年 青少年の健全育成をめざして」でございます。

21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのため、家庭、学校、職場、地域社会および関係機関や団体が連携・協力し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

そのため、子ども会育成会連合会等との連携・支援を行うことや、豊かな国際感覚をもち、平和の大切さを深く認識できるよう、中学生海外派遣事業や平和記念式典派遣事業等

を推進します。また、地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

続きまして、6といたしまして市民文化に関するもので、「心豊かで活力あるくらしやすい『文化都市小山』をめざして」でございます。

本市では、文化センター等を中心として、各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催しているほか、市民の自主的・主体的な文化団体・サークル活動を促進しています。また、ハンドベルによるまちづくりや、市民能「小山安犬」、市民オペラ「小山物語」に取り組んでいます。

市民が「ふるさと小山」に、“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や市民が参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進し、市民と行政との協働によって、21世紀にふさわしい心豊かで活力のある暮らしやすい「文化都市小山」の市民文化を育ててまいります。

続きまして、7、歴史文化に関するもので「誇りある歴史と文化 自然や景観を守り未来につなぐまちづくり」でございます。

本市には、県下最大級の琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳など国史跡7箇所をはじめ、鎌倉幕府の成立に道筋をつけた「野木宮の合戦」や、江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定」など、日本の行く末を決定付けた史実があり、また、渡良瀬遊水地や思川をはじめとする自然豊かな立地条件にも恵まれ、古代・中世はもちろんのこと近世に至る貴重な遺跡や史跡が豊富に残されています。

今後も、市民と行政が一体となってユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬や、国無形民俗文化財に選択された間々田のジャガマイタなど、地域の人々が守り受け継いできた本市の貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代へ継承するとともに、これらの優れた歴史・文化資源を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進していきます。

次、6ページでございます。こちらについては、8といたしまして、スポーツ・レクリエーションに関するもので「元気いっぱい 明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ」でございます。

明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っています。少子高齢化社会が進み生活様式が多様化する中で、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されており、都市化や生活の利便化等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが重要になっています。

そのため、平成26年にはスポーツ立市振興計画を策定し、県下初の「スポーツ都市宣言」を行いました。このスポーツ立市振興計画に基づき、本市から東京オリンピックや栃木国体に出場できる優秀な選手の発掘・育成に努めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実を図っていきます。

○市長

委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

○委員

全般的に学校教育から生涯学習、それからスポーツなどにわたって、満遍なく大綱の中

に盛り込まれていて、基本的にすばらしいなと思います。あと、今年度新しく全公民館でスタートする、3ページにある(1)です。この中で、貧困撲滅支援センターを公民館に設置するというでスタートするわけですが、これは具体的な人材は、設置するという形ではありますが、その組織的なサポート体制とか、そういう形というのはどんなふうになっているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○学校教育課長

公民館には、現在、社会教育指導員として教職出身者が配置されております。それと、各小中学校には平成26年度から県教委の方針により、校長が地域連携教員として、学校と地域との橋渡し役の教員を1人、校内の職員から任命することになっています。そこで、公民館の社会教育指導員、学校の地域連携教員、そして小山市の保健福祉部の子育て・家庭支援課と連絡や連携をとります。実際には、この学びの部分につきましては、生涯学習課で主管していますが、生涯学習課にも社会教育指導員がおりますので、全体を連絡調整しながら、また特に子供が多い大規模な公民館を中心に、他の公民館の社会教育指導員の応援を得て、今年度は第2、第4土曜日を中心に学習支援を行っていくことを現在計画しております。これに退職教員などもボランティアとして参加していただいて学習支援に当たることを考えております。

○委員

今の説明に加えて、その地域の学校なんかも、もう少し連絡等ではかかわる必要があるかなというふうに思います。できるだけ、実際具体的に効果を上げるために積極的に支援していけたらいいなと思います。

○市長

もちろん貧困の子供が学校におり、学校が一番わかっているのも、学校と地域と一体となって取り組んでまいります。

○委員

3番の個性や能力を生かすということなのですが、その後半の部分に、中高一貫教育校などの誘致に努めとございます。中高一貫教育を求めて、ほかの市町村へ流れている生徒さんというのはかなり多いと思いますので、何とか誘致をしていただけたらいいと思いますが。

○教育総務課長

小山市から、中高一貫校であります私学、県内のみならず県外へも多分転出されているお子さんは相当数いるかと思われまます。少子高齢化社会ということで子供さんの数が減っており、県立高校の統廃合、それから定員の削減等がございまして、学校運営についてはかなり厳しい状況が現在も続いているわけでございます。そういう中で、小山市に私立高校あるいは中高一貫校を誘致をするということで、非常に困難な目標でございますが、全力でこれに努めたいと考えております。

○委員

3ページから4ページにかけて、教員一人一人の熱意や使命感をというところで、資質の向上を図るための研修の充実というのは、小山市独自の研修をやるということで理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

この教員の資質向上に関する研修の取り組みにつきましては、小山市独自のものとして、学校教育課の附属機関である教育研究所が指定研修と希望研修を実施しています。また、なかなか外部の研修で出かけられない先生もいますので、水曜日の夜、文化センターの小ホール等を会場に、東京方面や全国から著名な先生を講師にお招きし、「ナイトカレッジ」という自主研修講座を開講していますが、市内に約900名近くいる教員のうち、約3分の1以上の方が自主的に意欲的に参加しています。勤務時間外にもかかわらず、特に若い先生方がふえています。

#### ○委員

この大綱を見ますと、今まで教育委員会で協議した内容よりも随分幅が広がっていると思うのですが、そういう枠を広げて、例えばですけども、子育て支援だとか、そういうこともこの会議で話されるようになるわけですか。

#### ○教育総務課長

教育の振興に関する施策の大綱ということで、こちらの中身につきましては、総合教育会議の検討事項というものが、法律の中で、あるいは国からの通知のほうで定められてきております。教育の中身につきましては当然ですが、幼児教育も入ってまいりますし、そういう意味での子育ての支援というのも広く教育の範疇に入ってくるということでございます。また、人権教育もしかりでございますし、そうしますと相当、文化もあわせて幅広い範囲が広く総合教育会議、あるいは大綱の中で触れられてくる、記載されるべき内容になるというふうに考えております。

#### ○委員

そうすると、この総合教育会議と、それから教育委員会の会議と、うまくすみ分けをして調整していかないといけない。

#### ○教育総務課長

総合教育会議につきましては、市長部局の内容も入ってくるということでございまして、例えば文化振興に関するものについては、今年度から市長部局に移管したわけですが、それについては教育委員会の定例会では触れられないことですが、総合教育会議の中では、そちらもあわせて幅広いご協議をいただくということでございます。

#### ○委員

6番の心豊かで活力あるしやすい「文化都市小山」をめざしてというところがございますけれども、小山市は、文化振興に関する人材バンクなどを活用しまして、そういう講師の派遣などはいかがでしょうか。

#### ○教育総務課長

人材バンクというお話でございます。講師の派遣ということで、こちらにつきましては文化の振興ということになりまして、本日、文化振興課は出席しておりませんので、私どもでは細かいご説明ができなくて、大変申しわけございませんが、文化振興課にもこの旨伝えまして、人材バンク等の活用、優秀な先生方、講師の先生をお招きしての人材育成に努めるということでのご意見を頂戴したということで申し伝えておきます。申しわけございませんが、そういうことでご了承いただきたいと思っております。

#### ○委員

総合教育会議なのですが、災害時にはどのような形で総合教育会議を開催するのか、非



常時にはなかなかできない。そういった場合の対応はどのようになるのでしょうか。

#### ○教育総務課長

総合教育会議で規定するものにつきまして、総合教育会議、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、その協議の内容といたしまして、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置という内容がございます。これについて一つは、いじめ問題ですね。いじめで、例えば子供たちが被害を受けた、いじめを受けた子供たちが身体あるいは生命に危険が及ぶというような場合に緊急に総合教育会議を開きまして、その対策、講ずべき措置を行うということが一つ想定されております。

もう一つは、ただいま委員からご質問がありました災害でございます。災害において、子供たちのみならず、広く多くの市民も含まれるわけでございますが、特に学校が入ってきますので、そちらについても子供たちの安全安心という面では、小山市には防災会議もございますので、そちらと総合教育会議において、特に子供たちの安全安心面について協議することが必要になるかと考えております。そういうことで、緊急時に臨時会ということでお集まりいただきましてご協議いただくということになるかと考えております。

#### ○委員

この総合教育会議というのはずっと続いていくと思うのですけれども、今までの定例教育委員会との関係で、定例教育委員会がこちらのほうに一本化するのか。それとも、2本立てでやっていくかというのが疑問なのですけれども、その辺はいかがですか。

#### ○教育総務課長

定例教育委員会、につきましては毎月開催をさせていただきます。それとは別に総合教育会議は設けさせていただくということで、回数については、先ほど規則のほうで定めさせていただきましたとおり、定例会については2回を想定しています。また、臨時会については、これは不定期でございますので、何回になるかわからないのですが、そういうことで、また別のものと考えていただきたいと思います。

先ほどもちょっとご説明しましたが、定例教育委員会、教育委員会の会議につきましては、教育委員会部局の中のことについてご議論いただくということで、総合教育会議は、教育委員会のみならず広く市政の中で、市長部局、行政に関することも含めまして、広くご協議いただくということになりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

#### ○委員

話をぶり返してしてしまうのですけれども、非常事態、大規模災害が起きたときに対策本部が設置されますよね。そのときに、また総合教育会議を開いて、学校関係や教育についての話をすると、対策本部と2本立てになってしまう。そうすると、食い違う場合も出てきますし、後手後手に回る可能性も出てきます、それから対策が食い違ってしまいう可能性も出てくるものですから、そういうときには総合教育会議は開かずに、対策本部に一本化してしまつて迅速な対応をとる体制をとったほうが良いと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

#### ○教育総務課長

確かにおっしゃるとおりでございます。総合教育会議で子供たちの安全安心についてご協議いただくということも大変必要でございます。ただ、その非常事態ということで、災

害の規模、あるいはその程度において、防災会議が市全体のさまざまな面を考慮した会議となりますので、そちらの中で市長が総合教育会議を招集して開催すべきかどうかについてはご判断いただいて、学校の安全安心、子供たちの安全安心につきましては委員の皆様はその内容について逐次ご報告差し上げるような形をとることも考えられると思いますので、その辺については、今後検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○市長

災害対策本部というのは、小山市の最高の災害対策議決機関であり、教育委員会もその中に入っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○教育長

災害の場合には、私、3番目の責任者としまして、市の会議に毎回参加させていただいております。ですから、小山市におきましては、市長と教育長と十分熟議を重ねながらやっているわけでございます。災害に当たりましても、やはり教育委員会も市の一員として万全を期してまいりたいと考えております。釜石市あるいは仙台市などの教育長と交流があるものですから、聞いた話でございますけれども、例えば、ある程度落ちつくまでは別といたしましても、その後、住むところがない場合、例えば小学校の校庭にそういった施設をつくりたいということが起きた場合に、教育の場として市にそういった仮設住宅をつくることなどについては、やはり教育委員会の皆様と十分連携をしながらやっていったと。教育優先、市民の安全安心、生活の確保、そういった観点から、必要がある場合には総合教育会議などを開いて、お互いに意見交換していくことも必要になってくるだろうと考えております。

○教育総務課長

その件につきまして、追加でご説明させていただきます。緊急の場合につきましては、委員の皆様にお集まりいただくというのが困難な場合もございます。ということで、総合教育会議、緊急な場合につきましては、市長と教育長のみで会議を開催できるということも、その法律で定められておりますので、その点もご承知おきいただきたいと思います。

○市長

それでは、皆様には大変熱心にご協議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、本大綱につきまして、原案のとおり了承していただける方は拍手をお願いいたします。

全員拍手でございますので、それではこれをもって正式な大綱として決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、4、その他について、何か事務局でございますか。

○行政経営課長

その他として事務局として特にございませんで、よろしく願いいたします。

○市長

以上で本日の議事の全てを終了いたしましたので、平成27年度第1回小山市総合教育会議を閉会といたします。

— 閉 会 午前 9時30分 —